

第4回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成25年10月9日(水) 15:00~17:00

場所 市役所本庁舎 4階第2会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

- ① 市民活動表彰被表彰者の選考審査について
- ② 自治基本条例改正(案)について
- ③ 市民活動フェスタについて
- ④ 先進的活動団体との勉強会について

(2) その他

- ① 次回日程 月 日()

4 そ の 他

5 閉 会



第4回鳥取市市民自治推進委員会

配付資料一覧

【H25.10.9（水）】

資料番号	資料のタイトル
	次第、25年度活動計画
資料1	平成25年度市民活動表彰者（団体）の選考
資料2	鳥取市自治基本条例見直しについて
資料3	2013市民活動フェスタ in とっとり開催要領（案）
資料4	先進的活動団体との勉強会について
別紙1	かんど地域づくり協議会
別紙2	宝木地区まちづくり協議会
参考資料	朝来市地域自治協議会

平成25年度の活動計画

年間のスケジュール

回数	時 期	主な審議事項等
1回	4月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状の交付、委員長の選出、市民自治推進委員会の役割、自治基本条例の説明など ○今年度の市民自治推進委員会の活動計画について ○市民活動表彰の審査基準について ○フォーラムのあり方について（実施体制等の審議）
2回	6月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ○市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査（申請団体のプレゼンテーション） ○先進的活動団体との勉強会について ○市民活動フェスタの実行委員の選出について
3回	7～8月	<ul style="list-style-type: none"> ○自治基本条例の説明（総務課法制担当者による（案）） ○先進的活動団体との勉強会について （○視察研修について）
4回	9～10月	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動表彰被表彰者の審査
5回	1月	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会活動報告書の策定についての検討
6回	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○今年度の活動の総括 ○委員会活動報告書の策定 ○来年度活動方針、計画等の検討

平成25年度 市民活動表彰者（団体）の選考

委員会としての表彰推薦者（団体）の選考の流れ

1. 表彰推薦者（団体）の選考方法の説明
2. 候補者の紹介
3. 採点
4. 協議
5. 表彰推薦者（団体）の決定

鳥取市自治基本条例見直しについて

1 見直しに関する審議経過

日付	内容
24年9月28日	条例見直しの要否について市民自治推進委員会に諮問
24年10月から2月	市民自治推進委員会において審議（7回）
25年3月21日	条例見直しについて市民自治推進委員会から答申
25年4月	対応方針（案）作成
	前市民自治推進委員へ意見聴取
25年4月23日	市議会及び報道機関へ答申書を資料提供
25年4月から5月	答申内容について対応方針検討
25年6月から7月	素案の検討
25年8月7日	協働のまちづくり推進本部において見直し方針決定 ※「危機管理条項の追加」
25年8月20日	総務企画委員会にて説明
	市民自治推進委員会にて説明
25年9月5日から 9月24日	市民政策コメントの実施

2 市民政策コメントの結果について

- (1) 募集期間 平成25年9月5日～平成25年9月24日
(2) 募集結果 0件

3 改正（案）について

新たに『危機管理』の章を設け、第7章とし、第24条として次の条文を追加します。

（案）

（危機管理）

第24条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害その他の不測の事態（以下「災害等」という。）から守るため、災害等に強いまちづくり並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。

- 2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。
- 3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、地域において相互に助け合えるよう連携及び協力体制の整備に努めます。

【解説案】

この条では、本市の危機管理についての基本的な考え方について規定しています。

近年国内で発生した災害等を教訓に、市民の安全・安心な暮らしを守るため、自然災害等の不測の事態に備えて、自治体における危機管理体制の整備を充実強化することが求められています。

本市においてもその姿勢をより明確にするため、地域防災計画の見直しがなされたこの時期を捉えて、本条例の中に位置付けるものです。

第1項では、市が、市民を災害等から守り、安全・安心なまちづくりを進めるという防災の目的を達成することに努めることとしています。

第2項では、市長が、災害時に的確に対応するための危機管理体制等を整備し、市民生活の安全確保に努めることとしています。

第3項では、市民自らが、災害等に備えるとともに、身近な地域の中で助け合えるよう、日頃から相互の信頼関係を築いていけるよう努めることとしています。

ここでいう「災害等」とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害、事件、事故（自然災害・武力攻撃事態^{※1}・テロ^{※2}等）及び市民生活に重大な被害を及ぼす事案（感染症・環境汚染・大規模食中毒・公共施設での事件、事故・異常湧水等）を指しています。

1 及び※2 は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づくものです。

4 今後のスケジュール

時期	検討内容
25年11月	最終案作成
25年12月	議会に条例案提出・議決
26年1月～3月	周知期間
26年4月	条例施行

2013市民活動フェスタ in とっとり開催要項（案）

～ボランティアで、つながり築こう 新時代～

1 目的

ボランティア・市民活動団体の交流や団体間の協働事業の推進と市民活動の普及・啓発を図ると共に、市民活動による協働のまちづくりの重要性と意識の向上を図ることを目的に開催する。

2 日時

平成25年12月7日（土）12：30～16：00

3 会場

さざんか会館（鳥取市富安二丁目104-2）

4 主催

2013市民活動フェスタ実行委員会、鳥取市、鳥取市ボランティア・市民活動センター

5 協賛（順不同） ※予定

㈱前田商店、白バラ乳販㈱、新日本海新聞社、鳥取ぽかぽか温泉、㈱新日配製菓、㈱橋尾スポーツ、ミスタードーナツ、㈱ナンバ、㈱いない、川上クリーニング、リバードコーポレーション、炉端「かば」、台湾屋台、鳥取市社会福祉協議会ふくし作業所

6 後援（順不同） ※予定

鳥取市自治連合会、鳥取市公民館連絡会、毎日新聞鳥取支局、朝日新聞鳥取総局、読売新聞鳥取支局、山陰中央新報社、日本海テレビ、山陰中央テレビ、BSS山陰放送、NHK鳥取放送局、いなばびよんびよんネット

7 内容

【フォーラム部門】

○12：30 オープニングアトラクション

鳥取JAZZ実行委員会

○12：50 開会

あいさつ 実行委員長、鳥取市長

○13:00 市民活動表彰式

○13:30 パネルディスカッション（予定）

テーマ「地縁組織×志縁組織のまちづくりの実践（仮題）」

パネリスト① ○○地区自治会又はまちづくり協議会

パネリスト② NPO 又は市民活動団体

コーディネーター：調整中

○15:00 特別アトラクション

マジックショー（鳥取大学奇術部）

○15:30 みんな集まれ!!ビンゴ大会

○16:00 閉会

【フェスタ部門】

13:00～15:30 ※館内各会場で登録団体、市民活動表彰団体がブース出展

○活動紹介、販売ブース

団体紹介パネル展示、来場者への個別相談などの紹介ブース及びフリーマーケット、加工品などの販売ブースを会場にて設置します。

参加団体**団体程度

○体験交流ブース

団体の活動紹介を市民と交流しながら体験できるブースを設置します。

参加団体**団体程度

○お楽しみ抽選会

シールラリーにより一定の条件を満たせば抽選ができステキな景品をプレゼントします。

○おもてなしコーナー

8 事務局

2013市民活動フェスタ実行委員会事務局

鳥取市ボランティア・市民活動センター

〒680-0845 鳥取市富安二丁目104-2 さざんか会館2階

電話0857-29-2228/FAX0857-29-2338

E-mail tvc@tottoricity-syakyo.or.jp

先進的活動団体との勉強会について～住民自治の推進

1. 勉強会の目的

参画と協働のまちづくりの推進に寄与するため、先進的な活動団体の活動事例を学び、鳥取市への施策提言に役立てる。

2. 内容

【案 1】まちづくり協議会との意見交換会

①かんど地域づくり協議会（別紙 1）

主な取り組み：かんど桃祭り、防災対策支援

②宝木地区まちづくり協議会（別紙 2）

主な取り組み：桜並木の復元、子どもを育む

【案 2】県外先進地視察

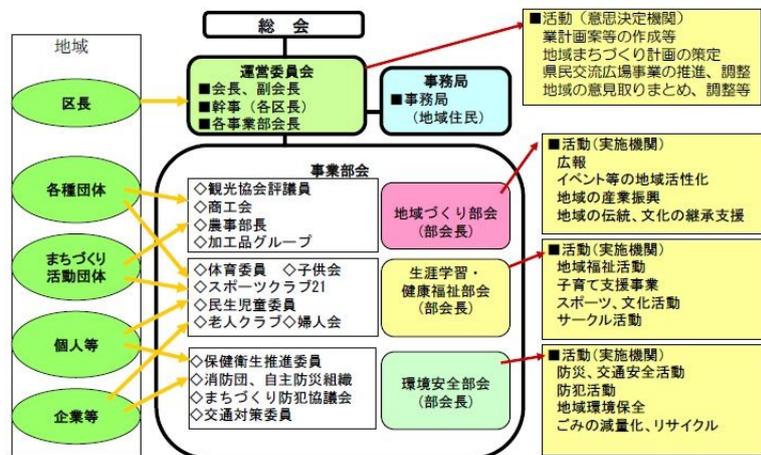
兵庫県朝来市の地域自治協議会

①地域自治協議会とは

「自考・自行、共助・共創のまちづくり」を基本理念とし、おおむね小学校区を単位にして、地域のさまざまな団体や事業者が参加し、それぞれの特性を生かして連携・協働する地域自治システムです。

②組織の構成（イメージ）

11 の協議会が設立



③財政的な支援

○地域自治交付金制度

- ・事務局運営額：専属の事務局員を雇用（一小学校区あたり年額 1,800 千円）
- ・地域配分額：「地域まちづくり計画」に基づき地域に配分
- ・地域協働事業額：市が執行していた事業を地域が主体となって行うにあたり、地域に配分されるもの

④取り組み状況

地域自治協議会設立後 3 年以内に「地域まちづくり計画」を策定。「地域の創意と工夫」、「地域の判断と責任」により、地域まちづくり計画に基づいたさまざまな事業を展開している。